

## 当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）

### 第1条 本規則制定の目的

本規則は、当社との合意がないままでの当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配又は影響力の行使を目的とした当社が発行者である株券等<sup>(注1)</sup>（以下「当社株券等」という。）の大量取得行為、若しくは当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する可能性が大きい当社株券等の大量取得行為を防止するため、当社株券等を適正に大量買付けする場合の規則を定めるものである。

### 第2条 定義

本規則において、「大量買付け」とは、当社株券等を議決権割合<sup>(注2)</sup>で20%以上取得し保有者<sup>(注3)</sup>となる行為をいい、「大量買付け提案」とは、大量買付けの提案をいい、大量買付け及び大量買付け提案を総称して「大量買付け等」という。「大量買付け者及びそのグループ等」とは、①大量買付け等を行う個人、法人又はその他の団体等で当社株券等の実質保有者<sup>(注4)</sup>となるもの（以下「大量買付け者」という。）の他、②その共同保有者<sup>(注5)</sup>、③その特別関係者<sup>(注6)</sup>、④大量買付け者を直接又は間接に支配している者（以下「実質的支配者」という。）、⑤実質的支配者の共同保有者又は特別関係者、⑥大量買付け者又は実質的支配者及びそれらの共同保有者又は特別関係者と当該大量買付けに協調して、若しくは合意の上行動している者を含む。但し、以下の各号に該当する者は、大量買付け者及びそのグループ等には含まない。

- (1) 本規則改定日現在において、既に当社株券等を議決権割合で20%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したことのみを原因として、自己の意思によることなく当社株券等を20%以上保有することになった者。但し、その者がその後に当社株券等を取得した場合は含まない。
- (2) 当社株券等を議決権割合で20%以上保有するもので、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配又は影響力の行使を目的としない者。但し、その者が当社株券等について議決権割合が20%未満となるように、当社株券等を速やかに処分し又は当社株券等の保有について当社取締役会が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限る。
- (3) 当社、当社又は当社の子会社の従業員持株制度に基づく持株会（以下「当社持株会」という。）、その他従業員福利厚生制度に基づく組織、公益法人等の団体、当社持株会、組織又は団体のために当社株券等を保有する法人又は受託者等、及び当社持株会、組織又は団体への資金拠出を目的として当社株券等を保有する法人又は受託者。
- (4) 第1号ないし第3号に準じて、当社の経営権の取得、支配権の変動、当社の財務及び事業活動の支配又は影響力の行使を目的としない者として当社取締役会が認める者。

- (注 1) 本規則において、「株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいう。
- (注 2) 本規則において、「議決権割合」とは、①当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含む。）及びその共同保有者（下記（注 5）で定義される者をいう。）に関する株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される「株券等保有割合」をいう。）又は②当社株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」をいう。）の買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、取引所金融商品市場の内外及び売買等の方法を問わない。）を行う者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいう。以下同じ。）及び特別関係者（下記（注 6）で定義される者をいう。）の株券等所有割合の合計をいう。各株券等所有割合の算出に係る総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「総議決権の数」をいう。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「発行済株式の総数」に該当する。）は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとする。
- (注 3) 本規則において、「保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「保有者」をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- (注 4) 本規則において、「実質保有者」とは、自己又は他人の名義をもって株券等を所有する者のほか、金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に定める者を含む。
- (注 5) 本規則において、「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- (注 6) 本規則において、「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいう。

### 第 3 条 大量買付け等に関する手続き

1. 当社は、大量買付け等を行おうとする大量買付者及びそのグループ等に対し、本規則に従って、本規則附則 1. に規定する情報及び資料を記載又は添付した大量買付提案書並びに本規則を遵守する旨の誓約書（以下「大量買付提案書等」と総称します。）を当社取締役会へ提出することを求めることができる。当社取締役会は、これを受けて、当該大量買付提案書等の内容が本規則附則 1. に規定する「情報開示を求める事項」として不十分であると判断した場合には、大量買付者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供又は提出するよう求めることができる。この場合、大量買付者及びそのグループ

等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付者及びそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。

2. 当社は、当社取締役会が大量買付け等が非濫用的買付提案(第4条の1に定める。以下同じ。)の要件を満たしていないと判断した場合、本規則附則 2.にその概要を規定する新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の無償割当てを行う。
3. 当社は、当社取締役会が本規則第 5 条第 2 項に規定する当社取締役会における検討期間において、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案(第4条の2に定める。以下同じ。)の要件を満たしていないと判断した場合、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主意思確認手続(第7条に定める。以下同じ。)を行う。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとする。
4. 当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行う。
5. 当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行わない。
6. 大量買付者及びそのグループ等が、当社取締役会又は株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定されるまでに、公開買付け<sup>(注7)</sup>の開始又はその他の方法による大量買付け等の着手を行った場合には、当社取締役会は当該大量買付者及びそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。
7. 大量買付者及びそのグループ等が本規則に従わずに大量買付け等を行う場合(当社取締役会によりみなされた場合を含む。)には、当社取締役会は、大量買付け等を本規則に従って行うよう文書(FAX若しくは電子メールによる場合を含む。)により要請することができる。当該要請を行ったにもかかわらず、大量買付者及びそのグループ等が直ちに本規則に従う旨の意思表示若しくは具体的是正措置を行わない場合には、当社取締役会は、本規則に従い、本新株予約権の無償割当ての決議を行い、実施することができる。

(注7) 本規則において、「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいう。

#### 第4条の1 非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいう。

- (イ) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ロ) 大量買付者及びそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (ハ) 大量買付者及びそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (ニ) 大量買付者及びそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (ホ) 大量買付者及びそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (ヘ) 大量買付者及びそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

#### 第4条の2 適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいう。

- (イ) 大量買付け等に係る条件（対価の種類及び金額、大量買付けの時期・方法を含む。以下(ロ)において同じ。）が、当社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ロ) 大量買付者及びそのグループ等の提案（大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針又は事業計画、大量買付けの後における当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体等の顧客及び関係業者や地域住民との信頼関係の維持・強化、経

済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資すること。

## 第5条 大量買付け等に関する検討期間の定め

1. 大量買付者及びそのグループ等が当社取締役会に対し大量買付提案書等を提出した場合、当社取締役会は受領後3日以内に、かかる大量買付提案書等に記載又は添付される情報及び資料が以下に定める（イ）及び（ロ）の要件を満たすか否か（当該要件を全て充足する情報及び資料を、以下「適正開示情報」という。）について検討の上、公表するものとする。当社取締役会は、かかる情報及び資料が適正開示情報に該当しないと判断した場合には、大量買付者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供又は提出するよう求めることができる。この場合、大量買付者及びそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付者及びそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。当該情報及び資料が適正開示情報に該当する場合、その旨が公表された日をもって「適正開示情報受領日」とする。

（イ）形式的に不備がなく、情報開示時点で一般に入手可能な情報に照らして不正確なものでないこと。

（ロ）本規則附則1. に定める「情報開示を求める事項」として十分であると認められること。

2. 適正開示情報受領日を起算日として、以下の各号に定める期間を大量買付け等に関する当社取締役会の検討期間とする。当社取締役会は、当該検討期間において、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、及び適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとする。但し、当社取締役会は、大量買付け等を行った大量買付者及びそのグループ等から書面による検討期間延長の同意を得た場合には、その範囲内で検討期間の延長をすることができる。また、適正開示情報受領日後、天災地変等の不可抗力その他これらに準じるやむを得ない事由により、当社が通常の事業活動を行えない事象が発生した場合には、当社取締役会は本規則に基づく検討を中断するものとし、当該事象発生日から当社が通常の事業活動を開始するまでの間は、以下の各号に定める検討期間に含まないものとする。当社取締役会が検討を中断する場合、当社取締役会は速やかに大量買付け等を行った大量買付者の代表者宛に検討の中断の旨の通知文書を発出するものとし、また検討再開の場合も同様とする。

（1）当該大量買付け等が当社株券等の取得の提案であり、その買付け条件が、現金を対価（全額円貨）とするものである場合は、適正開示情報受領日から60日以内とする。

（2）前号以外の大量買付け等の場合は、適正開示情報受領日から90日以内とする。

3. 当社取締役会は、第2項に基づく検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これらに限られない。以下「外部専門家」という。）と協議を行うものとし、その助言を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとする。また必要に応じ、大量買付者及びそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉し、当社取締役会の代替案を提示することもできるものとする。
4. 当社取締役会は、大量買付者及びそのグループ等から受領した適正開示情報を検討した結果、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合、本新株予約権の無償割当てを行う。
5. 当社取締役会は、大量買付者及びそのグループ等から受領した適正開示情報を検討した結果、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合、原則として、速やかに当該大量買付け等に関し第7条の定めに従って株主意思確認手続をとることとする。但し、当社取締役会は、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件をも満たしていると判断した場合には、原則として、新株予約権の無償割当ては行わないものとする

#### 第6条 開示情報の使用と検討結果の開示

1. 当社は、大量買付者及びそのグループ等が当社に提出した情報及び資料（適正開示情報に該当するか否かを問わない。）を、当該大量買付け等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・維持し、向上させるものであるか否かを検討する等の目的（当該大量買付け等が非濫用的買付提案及び適正買付提案に該当するか否かについて当社取締役会が検討する目的、外部専門家に検討させる目的、及び本規則第7条に定める株主意思確認手続において当社株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否を判断するための材料とする目的を含むが、これらに限られない。）で使用するものとする。
2. 当社取締役会は、第5条第2項に定める取締役会の検討期間が開始した旨及び適正開示情報その他のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主に対する情報開示を行うものとする。

#### 第7条 株主意思確認手続

当社取締役会が、非濫用的買付提案に該当し、かつ、適正買付提案に該当しないと判断した大量買付け等に関する株主意思の確認（以下「株主意思確認手続」という。）は、以下の各号で定める手続により行うものとする。

- (1) 株主意思確認手続は、本新株予約権無償割当ての実施の賛否について株主の意思を確認するために、原則として、株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する議案を上程し審議する方法により行う（以下、当該株主総会を「株主意思確認総会」という。）。なお、株主意思確認手続は、当社

取締役会の選択により、株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否に関する意思を当社が定める郵送書面（以下「郵送書面」という。）により表明する方法（以下「書面投票」という。）によって行うことができるものとする。

- (2) 書面投票に係る手続は、法令及び定款等に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準ずるものとする。但し、書面投票による株主の意思は、総株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が、郵送書面を郵送又は当社へ直接持参する方法により当社に提出し、郵送書面を提出した株主が有する総議決権の過半数により確認されるものとする。なお、この場合、当社は、当社株主に対し、書面投票の対象となる議案、投票について参考となるべき事項を記載した書面その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、提出期限の3週間前までに発出するものとする。
- (3) 株主意思確認手続において、本新株予約権の無償割当ての実施について賛同が得られた場合、当社は、本規則第8条に定める本新株予約権の無償割当てを行うために必要な一切の行為を行い、速やかに本新株予約権の無償割当てを行う。
- (4) 当社取締役会は、株主意思確認手続において、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同するよう勧誘することができるものとする。
- (5) 当社取締役会において、大量買付け等が非濫用的買付提案に該当し、かつ、適正買付提案に該当しないものと判断し、株主意思確認手続を開始した後であっても、株主意思確認手続が完了するまでに、当該大量買付提案がその後に発生した事情等により適正買付提案の要件を満たすに至ったと当社取締役会が判断するに至った場合には、当社取締役会はいつでも株主意思確認手続を中止することができる。

#### 第8条 本新株予約権の無償割当ての実施

1. 当社は、以下に定めるいずれかに該当する場合、株主に対する本新株予約権の無償割当てに必要な一切の行為を行い、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主に対し、速やかに本新株予約権を割り当てる。
  - (1) 大量買付者及びそのグループ等が本規則に定める手続を遵守しない場合
  - (2) 当社取締役会が、大量買付者及びそのグループ等が行った大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たさないと判断した場合
  - (3) 株主意思確認手続において、株主に対する本新株予約権の無償割当てが賛同された場合
2. 前項の規定にかかわらず、前項第1号、第2号に該当する事由が是正された場合は、当社は株主に対する本新株予約権の無償割当てを中止することができる。

#### 第9条 廃止、見直し及び修正

#### 1. 本規則の廃止

本規則は、以下の各号のいずれか最も早く到来する時点で廃止される。なお、本項に基づき本規則が廃止された場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。但し、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

- (1) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点
  - (2) 本条第2項の規定に基づき、当社取締役会の決定により本規則が廃止される時
  - (3) 平成21年10月27日付けで開催された当社定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時
- #### 2. 当社取締役会による本規則の廃止

本規則は、当社取締役会の決定により、いつでも廃止することができる。なお、本項に基づき本規則の廃止が行われた場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。但し、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

### 第10条 法令の改正等による修正等

本規則及び附則1.並びに附則2.において引用する法令の規定は、平成21年9月14日現在施行されている法令を前提としているものであり、同日以後、法令の新設、改廃又は改正等により、本規則及び附則1.並びに附則2.に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合その他当社取締役会により必要と判断された場合においては、当該新設、改廃又は改正等の趣旨を考慮の上、本規則及び附則1.並びに附則2.に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、また、当社取締役会の決定により上記の条項ないし用語の定義等について本規則の修正を行うことができるものとする。

### 第11条 準拠法

本規則及び本規則に基づき割当てが行われる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(平成18年9月22日 制定)  
(平成21年9月14日 最終改定)

## 附則 1. 情報開示を求める事項

当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（以下「大量買付け規則」という。）第 3 条に基づき、大量買付者及びそのグループ等が、大量買付提案書及び本附則 6. に定める誓約書に加え、当社取締役会に提出すべき情報及び資料の具体的内容を以下の通り定める。また、以下の情報及び資料が日本語で記載されたものでない場合は、大量買付者及びそのグループ等はその邦訳分を添付する。なお、当社取締役会から大量買付者及びそのグループ等に対し、提出された情報及び資料に関し質問又は問い合わせを行い若しくは説明を求めることがある。

### 1. 大量買付者及びそのグループ等に関する情報及び資料

(1) 本附則において大量買付者及びそのグループ等とは、大量買付け規則第 2 条に定める者をいい、本附則中のその他の用語についても、本附則において別段の定めのない限り、大量買付け規則に定める用語と同義とする。

(2) 大量買付け者及びそのグループ等に関して当社に提出すべき情報及び資料

イ. 大量買付者及びそのグループ等が法人又はその他の団体の場合

① 其々の法人又は団体の名称、設立準拠法、本店所在地、電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス並びに相互の関係に関する説明書資料。

② 其々の法人又は団体の沿革、定款又はこれに準ずる書面、現在の事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、過去 5 年間（設立から 5 年未満のときは設立時以降）の事業の状況、役員の状況（略歴付）、出資・寄付の額、企業会計原則に従って作成した単体ベース及び連結ベースの財務諸表（キャッシュフロー計算書、重要事項説明書、セグメント情報及び勘定科目明細（連結ベースの財務諸表は監査証明付。但し、決算後 2 ヶ月未満で監査未了の場合は監査証明がなくても可）、税務申告書（写）、設備の状況、株式の状況に関する資料。

なお、日本法人で有価証券報告書提出会社の場合は、過去 5 年分（有価証券報告書提出会社となってから 5 年未満のときは、有価証券報告書提出会社となって以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書並びにこれらに関する訂正届出書又は訂正報告書。

ロ. 大量買付者及びそのグループ等が自然人の場合

其々の国籍、年齢、本籍地、住所、住民票の抄本又はこれに準ずる書面、電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス、現在の勤務先の名称、本店所在地、勤務先の電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス、職歴（過去 5 年間の職業、勤務ないし職務に従事した法人又は団体がある場合は当該法人又は団体の主たる業務及び本店所在地、各職務の始期及び終期）並びに破産の有無に関する資料。

#### ハ. 大量買付者及びそのグループ等に関するその他の情報

大量買付者及びそのグループ等に関し、以下の事項がある場合は当該事項に係る資料。

- ① 日本国内外を問わず、過去 15 年間に於ける科刑処分の有無（交通反則金処分を除く。）、科刑処分を受けたことがある場合は、科刑処分決定の年月日、その罪名、科された刑罰又は処分の内容及び関与した裁判所名に関する資料。
- ② 日本国内外を問わず、過去 15 年間、司法・行政手続きにより、法律又は法令に違反する行為として認定され、若しくは違反行為として差止めを命ずる判決、決定若しくは命令等を受け、又はそのような判決、決定若しくは命令等を求める司法・行政手続きの対象の有無、その他当社株主の意思決定に際し、重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがある場合には、当該判決、決定又は命令等に関する資料。

なお、上記①、②共に現在係争中のものを含む。但し、現在係争中の場合は、当該裁判等の審理に影響が無い範囲内での資料提出で可とする。

#### 2. 当社が発行者である有価証券の取引及び保有状況に関して提出すべき情報及び資料

大量買付者及びそのグループ等が其々保有する当社が発行者である全ての有価証券（以下「当社の有価証券」という。）、過去 1 年間に大量買付者及びそのグループ等が行った当社の有価証券に係る全ての取引（取引方法、取引価格、取引場所、相手方を含む。）及び当社の有価証券に関し、大量買付者及びそのグループ等が其々取り交わした全ての契約、取り決め及び合意事項（口頭での合意を含む。）に関する資料。

なお、大量買付者及びそのグループ等が、当社株券等の買付け等の予約を行っている場合又は当社株券等の売買取引にかかるオプションの取得及び付与を行っている場合で、本資料提出以降に買付け等を行うこととなる当社株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約にかかる当社株券等の種類及び数ならびに買付け等を行う予定日に関する資料

#### 3. 大量買付提案の目的及び内容

大量買付者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付け又はその他の方法による大量買付提案の目的及びその内容に関する以下の説明資料（大量買付提案書を含む。）を提出する。

##### (1) 大量買付提案の目的等

大量買付者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付け又はその他の方法による大量買付提案の目的及び同提案が成就した場合の当社の企業価値並びに株主共同の利益に対する効果等に関する説明資料。

(2) 大量買付提案の条件及び方法

大量買付者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付け又はその他の方法による大量買付提案の条件に関し、取得予定の当社株券等の総数及び種類、買付けの方法、対価の種類及び金額、交換比率及び金額、買付開始及び終了予定日、買付期間延長の可能性、買付けの撤回・変更予定の有無、買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件、買付けの対象を当社発行済株式の全株を対象としない場合の買付条件、二段階以上での買付けを予定している場合はその内容、当該買付けその他の取引に関する税効果に関する資料。

なお、買付けの対価として有価証券が含まれる場合には、当該有価証券の発行会社に関する本附則 1. (2)に準じる資料。

(3) 公開買付けにおける対価の算定根拠

大量買付者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付け又はその他の方法による大量買付提案の条件に関し、当社株券等を取得する場合の対価の算定方法及び算定に用いた数値情報に関する資料。

(4) 大量買付資金の調達方法

大量買付者及びそのグループ等が行おうとしている当社株券等に関する公開買付け又はその他の方法による買付けに必要な資金の総額及び資金調達の方法・条件(資金提供者の氏名若しくは名称、資金調達契約の種類、調達金額、調達条件、契約(予定)日、返済条件、金利、提供する担保の内容、保証人その他重要な契約事項並びに調達資金の返済計画)に関する資料。

(5) 大量買付け後の計画

当社株券等の買付け後に、大量買付者及びそのグループ等が行おうとしている以下に掲げる事項に関する計画に関する資料。

- ① 合併、会社分割、事業譲渡、株式譲渡、株式交換又は株式移転等の組織再編成
- ② 当社定款の変更、上場廃止、解散、清算その他当社経営形態に関する異例な変更
- ③ 重要資産(有価証券、無形資産を含む。)の譲渡、移転、供与
- ④ 配当方針を含む資本政策、資本構成等に関する経営方針
- ⑤ 当社子会社・関連子会社に関する経営方針、組織変更(当社支社の存廃を含む。)、経営陣の交代、当社現従業員の配置転換・解雇を含む労使関係の重大な変更
- ⑥ 当社事業運営に関する重大な変更
- ⑦ 経営権取得後5年間の事業計画(前提条件を明示した中期損益計画を含む。)
- ⑧ 当社の顧客、取引先、関係会社、地域社会その他の利害関係者の取扱いに関する重大な変更
- ⑨ その他事業運営上の変更を伴う計画、提案、取引又は協議等に関する事項

(6) 公開買付関連資料

当社株券等の大量買付方法として公開買付けを行う場合は、公開買付けに際し、金融商品取引法で開示が求められている事項のうち、下記に掲げる事項。

- ① 金融商品取引法第 27 条の 3 に定める公開買付開始公告および公開買付届出書の案
- ② 同法第 27 条の 9 に定める公開買付説明書の案

4. 当社との取決め

大量買付者及びそのグループ等と当社、当社経営陣又は当社子会社・関連子会社との間における、既存又は検討中の重要な契約、取決め又は合意事項に関する資料。

5. 法令に基づく許認可等

- ① 大量買付提案に関し日本国内外を問わず適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、独占禁止法又はその他の法令に基づく承認又は許認可の有無。
- ② 上記①に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認や許認可の詳細、承認又は許認可が得られる見通しについて当社取締役会が判断するために必要な具体的情報。

6. 当社の大量買付け規則を遵守する旨の誓約書

当社所定の書式による当社の大量買付け規則を遵守する旨の誓約書に記名捺印（自筆による署名、法人若しくは団体等の場合は代表取締役若しくは代表者による自署とする。）の上、資格証明書及び印鑑証明書（何れも発行から 3 ヶ月以内のもの）を添付し、大量買付提案の提出時に当社宛提出する。

7. その他の情報及び資料

上記の他、当社株主が大量買付提案の受諾の可否につき適正に判断するために必要であるとして当社取締役会が合理的な範囲内で要請する情報及び資料。

8. 提出先

大量買付け規則並びに本附則に定める大量買付提案書及び大量買付け規則を遵守する旨の誓約書並びに情報及び資料等の提出は、当社の本社総務部宛に料金支払済みの郵便により送付するものとする。

【宛先】

〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町二丁目5番35号 株式会社ウエスコ 総務部

## 附則 2. 新株予約権の概要

当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（以下「大量買付け規則」という。）第 8 条に基づき割当てが行われる新株予約権の概要を以下の通り定める。なお、以下で用いられる用語は、本附則において別段の定めがない限り、大量買付け規則に定義された用語と同義とする。

### 1. 新株予約権の名称

第 1 回株主無償割当て取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 株主に割り当てる本新株予約権の総数

大量買付け規則第 8 条に定める割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、割当基準日において当社が保有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

### 3. 本新株予約権の割当て方法

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主（当社を除く。）に対し、保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を割り当てる。

### 4. 本新株予約権の割当て価額

無償とする。

### 5. 本新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

株主に対して本新株予約権を無償で割り当てる旨の決議において別途定める。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とする。

### 7. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、大量買付者及びそのグループ等並びに取得日までに当社所定の書式による書面（本新株予約権者が大量買付者及びそのグループ等に該当せず、大量買付者及びそのグループ等のために行使しようとしているものではないこと及び大量買付者及びそのグループ等による当社株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていな

いこと等についての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による。)を提出しないもの(但し、当社が当該書面の提出を求めなかった者を除く。以下「非適格者」という。)以外の本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、当社取締役会において別途決定される日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することを条件として、当該者の有する本新株予約権のうち、未行使のもの全てを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(3) 上記(1)及び(2)の他、当社は本新株予約権の無償割当てに関する決議において、本新株予約権の取得に関する条件(非適格者から本新株予約権を取得し、その対価として当社株式、新株予約権、社債、金銭その他の財産を交付するか否か、交付する場合の交付する財産の内容に関する事項等を含む。)及び手続等を定めることができる。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権の無償割当てに関する決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含む。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所

本新株予約権無償割当て決議において定める。

10. 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権の無償割当てに関する決議において決定される日を初日とし、1ヶ月以上3ヶ月以内の範囲で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める期間とする。

なお、上記7.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使請求期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とする。

11. 本新株予約権の行使請求受付場所

本新株予約権無償割当て決議において定める。

#### 12. 本新株予約権の行使条件

- (1) 大量買付け規則第 2 条で定める大量買付者及びそのグループ等は、本新株予約権を行使することができない。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に、自己が大量買付者及びそのグループ等に該当せず、大量買付者及びそのグループ等のために行使しようとしているものではないこと及び本新株予約権を大量買付者及びそのグループ等による当社株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による書面の提出を求めることができる。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付者及びそのグループ等とみなすことができる。
- (3) 本新株予約権者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者及びそのグループ等に対して譲渡する旨合意しているときは、当該本新株予約権者はその旨を当社に書面で届出なければならない。この場合、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付者及びそのグループ等とみなすことができる。本新株予約権の割当てを受けた当社株主が、割当てが効力を生ずる日時点で保有する株式を大量買付者及びそのグループ等に対して譲渡したとき又は譲渡する旨を合意しているときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式について、大量買付者及びそのグループ等に対する譲渡が合意されたものとみなすことができる。
- (4) 外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、上記 7. (2) のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができない。

#### 13. 組織再編行為の場合の新株予約権の承継

本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定めるものとする。

#### 14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権証券の発行に関する事項

本新株予約権証券は、発行しない。

16. その他の事項

本概要に定める事項のほか、本新株予約権の無償割当てに関する詳細は、本新株予約権の無償割当てに関する決議又は当社取締役会において別途定める。